

# 一般社団法人千葉県アマチュアゴルフ協会 会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人千葉県アマチュアゴルフ協会と称する。

### 第2条 (目的)

当法人は、千葉県内におけるアマチュアゴルファーの技術及びマナーの向上、並びに健全なるスポーツ精神の高揚に努め、もって千葉県ゴルフ界の振興発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図る事を目的とする。

2. 当法人は、第1項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ゴルフに関する啓蒙活動及び情報提供サービス
- (2) ゴルフ競技大会の企画、開催、運営
- (3) ジュニアゴルファーの育成及び指導者の養成
- (4) ゴルフに関わる者の人材交流会の企画、開催、運営
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3条 (主たる事務所の所在地)

当法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

### 第4条 (機関の設置)

当法人は、社員総会及び理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 分科委員会審議会
- (3) 通常総会 (会員総会)
- (4) 監事

## 第2章 会 員 及 び 社 員

### 第5条 (会員種別及び社員)

当法人の会員は、次の3種とし、業務運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下、「法人法」という。) 上の社員とする。

#### (1) 業務運営会員

当法人の目的に賛同し、かつ当法人の業務運営を担う目的で入会した個人又は団体

#### (2) 一般会員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

#### (3) 名誉会員

当法人に功労のあった者又は社員総会において推薦された者

## 第6条（会員資格）

会員は第2条で定める目的に賛同して入会した千葉県に在住または在勤するアマチュアゴルファーとする（他県ゴルフ競技団体に所属しない）。

## 第7条（入会）

当法人の成立後、業務運営会員、一般会員及び名誉会員（以下「会員等」という。）となることを希望する者は、当法人所定の様式による申込み及び手続を経て、入会することができる。

## 第8条（入会金等）

会員等は、社員総会で定める額の入会金及び年会費を支払わなければならない。年会費を3年間未納した場合、4年目からは退会したものとする。

## 第9条（会員名簿）

当法人は、会員等の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当法人の会員等に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所、若しくは、会員等が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

## 第10条（資格喪失）

当法人の会員等が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき。
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （3）死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- （4）除名されたとき。
- （5）業務運営会員の同意があったとき。

## 第11条（退会）

会員等は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## 第12条（除名）

当法人の会員等が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員等としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその会員等を除名することができる。

## 第13条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員等が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員等としての権利を失い、義務を免れる。業務運営会員については、法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、会員等がその資格を喪失しても、既に納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 理事・理事会・分科委員会審議会・代表理事及び監事

#### 第14条（理事及び監事の員数）

当法人の理事は3名以上とし、監事は1名以上とする。

#### 第15条（理事及び監事の選任方法）

当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総業務運営会員の議決権の過半数を有する業務運営会員が出席し、出席した当該業務運営会員の議決権の過半数をもって行う。

#### 第16条（理事及び監事の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任理事又は現任理事の任期の残存期間と同一とする。
3. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
4. 補欠のため選任された監事の任期は、退任した監事の任期の残存期間と同一とする。

#### 第17条（代表理事）

理事会は、その決議によって代表理事（理事長）を選定する。

2. 理事会は、その決議によって理事の中から、副理事長、専務理事（管理運営事務責任者）、常務理事各若干名を定めることができる。
3. 理事長は、当法人の代表理事として、その業務を執行する。

#### 第18条（理事会の招集）

理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

2. 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
3. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
4. 理事会は、理事会細則にて定めた事項について、分科委員会審議会の決議に委ねることができる。

#### 第19条（理事会議事録）

理事会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに記名押印又は電子署名し、これを主たる事務所に10年間備え置くものとする。

## 第20条（分科委員会審議会の招集）

分科委員会審議会は、理事長及び副理事長によって構成される。

2. 分科委員会審議会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、分科委員会審議会においてあらかじめ定めた順序により、他の副理事長がこれに代わるものとする。
3. 分科委員会審議会の招集通知は、各副理事長に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
4. 分科委員会審議会は、理事長、副理事長全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

## 第4章 社員総会及び通常総会

### 第21条（社員総会の招集）

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。
3. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、業務運営会員に対して招集通知を発するものとする。
4. 社員総会は、業務運営会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

### 第22条（社員総会の議長）

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

### 第23条（社員総会の議決権）

社員総会における議決権は、業務運営会員1名につき1個とする。

### 第24条（社員総会決議の方法）

社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した業務運営会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第49条第2項に定める決議は、総業務運営会員の半数以上であって、総業務運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### 第25条（社員総会議事録）

社員総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席理事がこれに記名押印又は電子

署名し、これを主たる事務所に10年間備え置くものとする。

#### 第26条（通常総会の招集）

当法人の通常総会は、必要に応じ、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集することができる。

2. 通常総会は、理事をもって構成し、理事長がこれを招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。
3. 通常総会を招集するには、会日より1週間前までに、全ての理事に対して招集通知を発するものとする。
4. 通常総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
5. 通常総会の議決事項は（公財）千葉県体育協会並びに会員に対し報告しなければならない

#### 第27条（通常総会の議長）

通常総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

#### 第28条（通常総会の議決方法）

通常総会の議事は出席理事の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

## 第6章 計 算

#### 第29条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

#### 第30条（計算書類等の定時社員総会への提出等）

理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2. 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

#### 第31条（計算書類等の備え置き）

当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 附 則

### 第32条（会則に定めのない事項）

本会則に定めのない事項は、すべて理事会の決議により定めるものとする。

2. 本会則の改廃、変更は理事会の決議において行う。

平成30年12月3日制定

## 理 事 会 内 規

### 会則第2章 会員 第8条 年会費の事項に関する理事会内規

#### 記

- (1) 入会金は一般会員 10,000 円、女子会員は 5,000 円とする。
- (2) 年会費は一般会員 5,000 円。  
理事以上の役員は一般年会費の他、理事役員会費 5,000 円とする。
- (3) 会員が海外或いは国内遠隔地に転勤し、一定期間中に復帰する場合及び長期療養が必要と認められる疾病に罹った場合、文書による届出があれば、その期間中休会扱いとして年会費を免除することができる。

### 会則第3章 役員の項に関する理事会内規

#### 記

- (1) 協会役員及びその親族（一親等以内）の弔慰・見舞について規定する。
- (2) 協会役員に関する旅費・交通費について規定する。

以上